

第1回グループ会議での主なご意見

日時：令和6年8月26日（火）18:00～19:30

場所：WEB会議

委員（敬称略）：阿部彩、津西高校生徒（2名）、野村豊樹、松岡典子、松浦直己

日時：令和6年8月28日（水）10:00～11:30

場所：WEB会議

委員（敬称略）：小畑英慎、垣本美和、北村弘和、榊原智子、志治優美、松浦直己

日時：令和6年8月29日（木）14:00～16:00

場所：WEB会議

委員（敬称略）：木原剛弘、古賀悠歩、竹村浩、田中嘉久、宮部夏維、松浦直己

1 要旨

委員間での議論をより深めることを目的に、三重県子ども条例の改正案（中間案の作成に向けたたたき台）をもとに、意見交換をしていただきました。

2 主なご意見

前文

（阿部委員）

- ・「子ども自身が子どもの権利を知ることが何よりも大切である」と書いてあることについて、子どもが自分の権利を知ることが確かに大事なことだが、子どもの権利を侵害しているのは大人であり、大人に分かってもらう方が先である。子どもが権利を知ったとしても権利を侵害している大人がいたらどうしようもない。
- ・子どもが権利を知ること、「ありのままの自分を受け容れて大切に思うことができる」とともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することができる」とあるが、これは大人が子どもに希望を押し付けている。子どもの側に変容を求めている、子どもの権利を守るべき社会の側に変容を求めるものになっていない。子どもが権利を知ることが必要なのは、権利が侵害されたときに、自分は守られる存在だということによって助けを求めることができるからである。まずは子どもの権利が守られることが重要である。
- ・「心身の発達の過程にある子どもの権利が守られるためには」とあるが、子どもがちゃんと成長していないから、権利が守られるためには大人がこうしてあげないといけないと、子どもを下に見ているような雰囲気醸し出されている。「心身の発達の過程にある」は削除してはどうか。
- ・「次の世代を大切に育てることのできる大人へと育てていく」は、大人が子どもに求める理想像である。次の世代を育てるかどうかは子ども自身が決める

ことであって、大人が子どもに求めることではない。既に人口の4分の1は子どもを持たない選択をしているが、そういう選択も尊重されなければいけない。この一文は削除してはどうか。

- 「子どもの権利が守られ、将来にわたって自己肯定感を持ちながら幸せな状態で生活することができる社会の実現」とあるが、「将来にわたって自己肯定感を持ちながら幸せな状態」は、誰にも確約できないことである。単に「子どもの権利が守られる社会の実現」としてはどうか。自己肯定感が高い子どもは将来にわたって幸せになるという図式があって、自己肯定感を高めないといけないという考え方が出ている。国もそうだが自己肯定感に頼りすぎている。自己肯定感が高いからといって幸せとは限らない。思春期にはいろいろな葛藤があって、自己肯定感が高い時もあれば低い時もある。自己肯定感が高く、目のキラキラした子どもに育てるんだということが見え隠れし過ぎている。自己肯定感が低い子どもでも、自信がない子どもでも、子どもの権利は守られなければならない。
- 「幸せな状態」がどういう状態を意味しているのか曖昧である。ユニセフがウェルビーイングを「幸せ」と訳したが、具体例としては、ご飯を食べられる、教育を受けられる、搾取に遭わないなどが挙げられていて、ウェルビーイングは権利が守られている状況のことである。幸せとウェルビーイングとは違う。県民全体の幸せ度が上がることは大事だが、この条例はあくまで子どもの権利条例である。自治体によっては「〇〇区民幸せ条例」のようなものを作っているところもある。幸せについては、そういう形で別に条例を作ってもよいのではないか。

(松岡委員)

- 子ども条例の根幹部分をどう考えているのか、一貫していないと感じる。子どもは保護される対象だが、子どもの力を信じますとも書いてある。権利を侵害しているのは社会や大人の側ということを考えると、子どもを守ることは社会や大人がしっかりと考えていかなければならない。そういうところがしっかりと通っていないので前文にブレ感が出ている。
- 自己肯定感が「高い」ことだけが人間の価値、幸せの指標ではないが、自己肯定感があるかないかは大きい。根本的なところは0歳から3歳までの乳幼児期に特定の大人との愛着の問題で形成されていく。乳幼児期に特定の親から愛される、サーブ&リターンというやり取りをしっかりとすることで、その後の人生において自己肯定感の土台が作られる。その後は環境などでいろいろな変化があるが、自己肯定感が「高い」ことが全ての価値であることとも違うと考える。
- 阿部委員からも発言があったが、ウェルビーイングは心身ともに健康な状態で実存するという意味合いである。みんな価値観が違って、同じ状況でも幸せと感じるかどうかは分からない。ある人によっては肯定的な言葉であ

っても、その言葉を聞くと否定的な感情を持つ人もいる。一般的な理想論でいいだろうと思って使う言葉は避けた方がいい。そもそも全ての子どもの権利を守ることが大事なので、それが守られる社会の実現こそを目的としていくことが重要である。

(津西高校生徒)

- ・「地域の子育て力が低下する中」とあるが、私が住んでいる地域では、子育て力が低下しているとは思わない。地域によって状況は違うので、この一文は削除してはどうか。

(野村委員)

- ・「子ども自身が子どもの権利を知ることが何よりも大切である」とあるが、どのように実現していくのか、しっかり進めてほしい。子どもの権利について大人が理解していないところが大きいので、大人に子どもの権利を伝えることが必要だと思うが、なかなか難しい面もある。これから大人になる子どもたちに、毎年、その年齢に応じて伝えていき、それが大人につながるという考えのもとで、子どもたちに伝える方法をしっかり考えてほしい。

(榊原委員)

- ・「将来にわたって自己肯定感を持ちながら幸せな状態で生活することができる社会の実現」という一文に私は違和感はない。WHOもユニセフも胎児期からの支援が一番大事だとしており、受胎からの最初の1000日に集中的に支援することが、自己肯定感や安定した育ちの基礎を持つことにつながるということが、海外のさまざまな調査研究で明らかになっている。そこが未来投資へのリターンの高いところである。全ての子どもが胎児期から大事にされることで自己肯定感を持って、自分の人生を开花させていく力を持つことができるという考え方に基づいている。既に傷ついている子どもへの取組はもちろん重要だが、全ての子どもが自己肯定感をもって、持っている力を十全に开花させて人生を幸せに生きていけるようにするため、予防的支援を講じて、こうした社会を実現するという構えが必要だと思う。

(垣本委員)

- ・「将来にわたって自己肯定感を持ちながら幸せな状態で生活することができる社会の実現」という一文は気に入っていて、そうなってほしいと思う。以前、野村委員から「健康な子どもをいかに健康に育てていくか」という発言があったが、自己肯定感が高く幸せな状態の子どもの割合が増えていけば、本人のためにもなる。また、自分に余裕がなければ他人にやさしく接することは難しいということを見ると、一概には言えないのかもしれないが、いじめなどの問題の解決にもつながっていくのではないか。

(北村委員)

- ・「将来にわたって自己肯定感を持ちながら幸せな状態で生活することができる社会の実現」という一文について、子どもがキラキラとして、未来が明るいことはとてもよいことである。児童養護施設で自己肯定感が低い子どもをたくさん見てきた。そういう子どもたちがこの一文を見たときに、とてもキラキラしているな、「自分はどうなんだ」という気持ちを考えると、この文で良いのか正直迷う。ただそこをサポートしていくのが私たち大人の責任である。今回、条例を改正して、県は子どもの権利を大事にするという強い思いがあるのであれば、この一文のままでもよいのではないか。

(志治委員)

- ・「次の世代を大切に育てることのできる大人へと育っていく。そのために、人と人とが強い絆で結ばれた地域社会を形成」とあるが、こういう社会を作るために子どもはこうでなければいけないということになると、子どもに責任を被せているように感じる。結果としてこうなることは素晴らしいし、それを目指すのが国や県のあり方だとは思いますが、表現が気になる。

(小畑委員)

- ・「人と人とが強い絆」とあるが、いかにも日本的という感じがする。社会的なシステムがきちんとしていれば、強い絆は本当に必要なのだろうか。

(田中委員)

- ・子どもの権利を知ることについて、子ども自身を知る、大人が知るという順に記載されているが、大人が子どもの育ちを支えるということであれば、大人が知る方が先に来るべきである。
- ・子どもの権利を守られなければならないという前に、子どもが権利の主体だということが理解できるような前文でなければ、その後のそれぞれの条文の捉え方が随分と変わってくると思う。
- ・自己肯定感はそれぞれがもって生まれたものであって、それを大人が奪っておいてから、提供して育てると言っているようなイメージがある。保育の業界ではあまり使わない言葉である。
- ・自己肯定ができるということは、ありのままでいいということを感じさせてあげる、あなたは幸せだから自分のままでいいという意味もあるのではないか。

(竹村委員)

- ・子どもが権利を知る、学ぶことが強調されているが、子どもの権利を保障するのは大人や社会の側である。まずは大人が知らない子どもの権利を保障することはできない。

- ・子どもの権利条約は、それまで守る対象とされていた子ども自身が主体になるという大転換だった。三重県も意識を変えていくということが前文の意味ではないか。
- ・「三重の未来を担う宝」について、大人が無意識に子どもを守ってあげたいという気持ちが出ている。子どもを主体ではなく、してあげる対象（客体）と見てしまい、対等の関係になっていない。

(木原委員)

- ・子どもの権利について、まずは大人、県民が知らない、子どもが権利について学ぶ機会も保障されないのではないかと。保護者や地域の人だけではなく、三重県に住んでいる全ての人を知ることが、子どもが権利について学ぶための前提条件なのではないか。
- ・条例の改正は、子どもの権利があまり守られていない、尊重されていない状況を変えるところにある。今の条例をブラッシュアップするのではなく、子どもの捉え方を変えようということだと思う。大人が子どもにしてあげなければいけないというのが所々に出てくることに違和感がある。子どもは支援される側、大人は支援する側というのが残っている。例えば、「意見を聴く」は「聴いてあげないといけない」と読めてしまうので、その辺りを前文かどこかで打ち消しておいた方がよいのではないかと。保護者を含めて県民が子どもをこう捉えなおさないといけないということを書く。社会状況が変わってきたことはその1つだと思うが、社会の中で子どもをどう捉えていくのか、この条例で変えていこうということだと思う。だから、意見を聴くだけでなく、意思決定にも参画してもらわないといけない。
- ・自己肯定感を高めることは目的ではなくて、幸せな状態とかありのままの自分であるための手段なのではないか。「幸せな状態」というのがよく分からない。何をもちて幸せかどうかは人によって違う。「ありのままの自分ですらわれる」とか「ありのままの自分を受け入れる社会の形成」というようなところが目的なのではないか。

(宮部委員)

- ・保護者、教育者、地域社会の人を含めて県民全体に意識を持ってもらうという意味で、「大人」よりも「県民」という表現のほうがよい。
- ・子ども・若者の立場としては、突然、権利を渡されて、こういう権利があるから使ってくださいと言われても、特に小さい子どもなどは行使することが難しい。支援してもらわなければ自分たちではどうしようもないこともあるので、子どもが支援される対象であるということに違和感はない。むしろ、大人の愛情や支援を感じる場面もあっていい。前文や基本理念については子どもが主体で、子どもの意見を重要視して書いてほしいが、他は子どもが支援の対象であるということを入れてもいいのではないかと。

- ・「三重の未来を担う宝」という表現は、大人から見た表現になっているので、「未来を担う重要な存在」など子ども主体の表現にしてほしい。
- ・自己肯定感という部分に違和感がある。自己肯定感は周りの環境が悪くても自分で感じていくというニュアンスかと思う。今回の条例改正で考えている部分では、自己肯定感という言葉はあまり当てはまらないのではないか。

(古賀委員)

- ・最初に子どもが子どもの権利について知るべきだと書いてあると、子どもたちは自分たちが知らないから悪いのかと考えてしまうのではないか。周りの大人、県民が知ってサポートするということを先に言ったほうがいい。
- ・「三重の未来を担う宝」という表現が気になる。子どもは当たり前で過ごしているだけなのに、君たちは宝だからと言われると、過度に期待されているように感じる。大切だと伝えたいことは分かるが、子どもが主体というよりも、大人が守らなければならない、どうにかしなければいけないものになっている。
- ・「自己肯定感を持ちながら幸せな状態で生活」というのは、大人から見た子どもの理想像。自己肯定感が高くて幸せだと思う子どもが良い子どもだと、押し付けられているように感じるのではないか。毎日、幸せで自己肯定感を高く保っていなければいけないという方が逆に疲れるし、しんどいと感じる。

第1条（目的）

(野村委員)

- ・「市町」の役割を削除しているが、市町への問いかけは必要ではないか。実際に子どもや保護者に対応しているのは県よりも市町である。市町も同じ立場で条例を進めてほしい。

第2条（定義）

(小畑委員)

- ・産婦人科医として、榊原委員とは逆の意見になるが、条例より上の法律である母体保護法により、日本では社会的理由や身体的理由などで、妊娠中絶を可能にしている。条例の対象に胎児期を含めるのは考え方として日本的ではない。

第3条（子どもの権利）

(松岡委員)

- ・命と健康について、以前、プレコンセプションケアの話をしたが、「性の健康」、「性は人権である」ということをどこかに盛り込んでほしい。教育機関での性犯罪・性暴力など、子どもたちは知らないところで被害に遭っていて、それが表に出ないことは多々ある。性の権利を守るということも表現として入れておかないと、時代遅れになる。性の健康（セクシュアルヘルス）

はWHOでも規定していて、重要なことなんだというインパクトを持って、第3条の子どもの権利の中に「性の健康」について入れてほしい。

(田中委員)

- ・「もって生まれた能力を十分に伸ばして成長」とあるが、大人が子どもにそうしてあげるといように読めてしまう。子どもを主体にして考えると、「もって生まれた可能性を十分に発揮して成長」としてはどうか。

第4条（基本理念）

(津西高校生徒)

- ・「子どもの意見を尊重する」という表現が曖昧である。親は子どもに口出しするのではなく、失敗してもまずは認めてあげて、寄り添いながら成長するのを見守ることで、子どもは自立したり、失敗してもチャレンジして成功した時に自己肯定感が上がったりする。どのように子どもを成長させてあげるのかを具体的に書くともっと良くなるのではないか。

(小畑委員)

- ・「子どもと子育て家庭をともに社会全体で支援」とあるが、社会的養護の下で暮らす子どもなど、家庭がない子どももいるので、「子育て家庭」と一括りにすることに違和感がある。「子育て家庭」は基本理念の中には入れずに、1段階下げる形で施策の中に入れてはどうか。

(榊原委員)

- ・基本理念の各号について、誰が誰に向かってこういうことをやろうと呼び掛けているのかが分かるように、主語を明確にすべきである。

(竹村委員)

- ・第4条に書いてあることは間違いではないが、子どもが対象になっていて、子ども自身が社会に参加していく側面が弱いと感じる。子どもの意見を聴いて反映し直すではなくて、子どもと一緒に作っていく、そのために、子ども自身が参加できる仕組みが必要だと思う。
- ・子育て家庭は確かに大事だが、子どもは社会の中で育っていくものである。子育て家庭に押し付けているようにも見える。
- ・子どもが参加していくというようなことを基本理念の中に入れてほしい。全てに通じる柱になると思う。

(田中委員)

- ・基本理念の「子どもを権利の主体として尊重すること」などは大人から見た感じがする。イタリアのレッジョ・エミリア教育をこの条例に当てはめてみると、

「子どもは有能である」とか「一県民である」という書かれ方になる。私たちが子どもの理解をまず変えることが基本的な理念の大前提になる。

(木原委員)

- ・周りや近くにいる人が幸せでないと、子どもは幸せを感じることができないと思う。子どもと家庭に限定するのではなく、子どもを取り巻く全ての人が幸せな社会を実現しないといけない。

(宮部委員)

- ・家庭だけではなく、子どもを取り巻く周辺環境の全てが大事である。家庭への支援は第15条に書いてあるので、基本理念のところは子どもに焦点を当てて書いてほしい。

(古賀委員)

- ・第1号から第4号までは子どもを主体として書いてある。第5号で子育て家庭に注目して書く必要はないのではないか。

第5条（県の責務）、第6条（保護者の役割）

(榊原委員)

- ・第6条の保護者の役割として「養育に関する第一義的責任を有することを認識する」という強い表現になっている。こども基本法に倣うとこういう表現になるが、子どもの権利条約では、保護者の第一義的責任を明記した上で、その責任を果たせるように支える責任が社会の側にあるというところまでがセットになっている。日本ではいつも親にやりなさいと言って、できないと親が責められる。それが怖いから子どもを持たないので少子化になる。保護者の役割をこれだけ明確に書くのであれば、第5条の「県の責務」のところで、保護者の第一義的責任がきちっと果たせるように支えていくことが県の責務であるいうことをきちっと入れたほうがよい。
- ・第5条に「社会の実現に資する施策を総合的に策定」とあるが、「社会の実現に県として責任を持ち」とするなど、県の責務を明確にして、保護者だけに責任を負わせることなく、ステークホルダーも巻き込んで、県も最大限の努力をするという形になるとよい。

第7条（学校等の役割）

(松岡委員)

- ・第2項で、「子どもが子どもの権利について学び、意見を表明することができるように支援する」を先に書いているが、その後の「子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの意見を十分に尊重するよう努める」の方を先に書くべきである。

第8条（事業者の役割）

（垣本委員）

- ・子育て中の労働者を支えるためには、事業者にも子どもの権利条例について理解してもらうことが必要である。

第9条（子ども・子育て支援団体の役割）

（松岡委員）

- ・子育て支援団体の多くは民間の団体である。他の機関と連携しながら子どもを守っていく役割がある。民間団体はこの連携を基本に動くことが多いので、そのことを書いてほしい。

第11条（連携及び協働）

（志治委員）

- ・「連携・協働」に関して、三重県には次世代育成応援ネットワークがあるが機能していない。コーディネートする役割がないので、子どもコミッショナーのようなものがあるとよい。県の中にそういう部署ができるとよい。

第12条（学ぶ機会の提供）

（竹村委員）

- ・イタリアのレッジョ・エミリア教育では、学びは誰かが教えるものではなく、子どもたちは体験しながら自分たちで考えて学んでいる。日本のように教室で先生が教えるものではない。権利を学ぶことも先生が教えるということではなく、自分たちが参加しながら、体験しながら掴んでいくもの。こんな権利がありますよと教えられても、それは学びになっていないように思う。

（田中委員）

- ・保育の業界では、学びは分かち合うということ。できるとか分かったとは違うところで、対話を通して分かち合うプロセスが重要である。「権利について学ぶ機会を提供」は学ぶ機会を与えてあげるという感じが出ているが、対話する場を提供するものであってほしい。

第13条（子どもの意見表明及び社会参画の促進）

（松岡委員）

- ・「声を上げにくい状況にある子どもからの意見聴取に留意する」とあるが、言いたいけれど言えない、言うことに何らかの障がいがあると言えないなど、声を上げにくい状況にある子どもの背景を理解しないとイケない。背景を理解すると、その子がなぜ言えないのかということに対するアプローチができる。背景をきちんと理解しないで、声を上げにくい子どもの意見聴取だけに留意するということだと、子どもたちがある一定の枠組みで見られて

いるんだと思うと、それ以上声を上げなくなる。背景を理解してくれた支援者に対しては話ができるということが実際にあるので、まずは背景を理解してほしい。

- 子どもの意見表明の関係では、今日の津西高校の生徒の意見など、子どもの意見が実際に反映されるという体験をすることが大事である。SNSのことなど、事務局は意見を尊重して反映させてほしい。

(北村委員)

- 子どもの意見を幅広く聞いて反映させたり、子どもに情報を提供したりすることは、最近フォーカスされていてよいことではあるが、出された子どもの意見がその子の本当の意見なのかどうかを大人がその後の対応を含めて精査することが大事になってくる。そのことについて一文が入っていると、子どものためになると思う。

(志治委員)

- 子どもの意見を実現するための手続きとして、アドボカシーの4つの領域（インフォーマル、フォーマル、ピア、独立）をつなぐシステムが必要である。子どもの思いが揺らぐこともあるし、子どもの最善の利益になるのかどうかを考える必要があるので、意見表出から意見表明、意見実現までをコーディネーターする人が必要である。

(竹村委員)

- 現状は、意思決定の場面に子どもが入っていない。例えば、学校の校則など、いろんなことを決めるプロセスに子どもが主体的に参加できるようにしなければいけない。大人は子どもに直接関係のあることだけと狭く捉えがちだが、全てのことについて子どもたちと一緒に決めていくということ。大人が決めて子どもに守らせるというのではなく、どうしたら子どもと一緒に決めていくことができるかが一番大きい。
- 第13条は条例の重要なポイントである。決定には必ず子どもが参加するようにするとか、子どもの委員を入れるとか、子ども委員会をつくるとか、そういうところまで踏み込まないと絵に描いた餅になるのではないか。
- 子どもの意見を聴くときに、子どもの意見は一つに決まっていなかったりぼんやりしている場合もある。やり取りの中ではっきりさせることは大事だが、大人が一つにしなさいではなく、いろいろな思いがあることを理解する必要がある。
- 子どもの意見だけを聞いて、大人が決めるのではない。やり取りをしながら、子ども自身が決めて決断をしていく。決定する主体は子ども自身である。

(田中委員)

- 子どもの意見だけを聴いてあとは大人が結論を出すという形だと、子どもの思いが届いてこなくなると思う。対話をしながら、共感をしたり、自分の意見とは違うけど、それいいから一度やってみようということが積み上がっていく、そういう空気感があることが社会参画ということになるのではないかな。まだ言葉を持っていない乳幼児も、豊かな育ちを支えるというところで、言いたいことをくみ取ってあげることはとても重要なことである。
- 「社会参画の促進」は、新しいものとの出会いや気付きがあることを期待してやってほしい。保育の現場では、3歳や4歳の子どもから大人が教わることもある。子どもも一県民というのなら、しっかりと参画できる状況の中で子どもの意見に向き合っていく。こちらが期待する環境の提案ではなく、新しいものとの出会いにつながっていくような表現になると更によい。

第 14 条 (子どもの育ちへの支援)

(松岡委員)

- 困窮状態にある子どもは、子どものせいではなく、劣悪な状況や貧困状態に陥っている。経済的な支援を含めてそのケアをしていくということを県の責務として書けないか。自分の意思とは関係のないところで、いろんな課題を抱えている子どもたちがいる。その背景にあるのは経済的困窮なので、県の責務として、経済的支援についてどこかに入れることはできないか。

(阿部委員)

- 経済的な支援について、都道府県レベルでは追いかけごっこでやっている。市町村レベルでは、保育の無償化、大学の無償化、児童扶養手当など、支援競争が始まっている。三重県も頑張っていく、子どもの支援でナンバーワンを目指していくという意気込みがあるのであれば、是非、経済的な支援について書いてほしいし、実際の支援策も考えてほしい。
- 松岡委員から発言があった「性の健康」について、第 14 条第 1 項に入れてはどうか。居場所づくりよりも重要なのではないかな。

(津西高校生徒)

- 私は今、進路に迷っていて、どんな将来があるのか大人の人に教えてもらいたいと思っているので、そういうことも考えて支援してほしい。
- 自分の居場所を失っている子どもたちに、他にどんな居場所があるのか紹介してほしい。

(木原委員)

- 居場所が何を指しているのか今一つ分からない。読み手によって受け止め方が変わるのではないかな。計画などでも居場所づくりという言葉がよく出てくる

が、独り歩きしているように感じる。単に子どもが安心安全を得られる場所ということだけではないような気がする。計画等に落として込んでいく中で、居場所がどういうものなのかを示すことが必要である。

(竹村委員)

- ・居場所は特定の場所ということではなくて、子どもを取り巻く人との関係性が大きいと思う。そこにどういう人がいて、どういう関係性にあるのかということが、そこが居場所になるかどうかの鍵になる。それを深めないと、大人が子どもに安心安全な場所を提供しようということ、独り歩きしかねない。

(宮部委員)

- ・こども食堂のことは知っているが、あまり身近な存在ではない。居場所という言葉からは、近所の人との関わりや、場所としては公園を想像する。「多様な居場所づくりを支援する」という言葉からは、地域社会のことや学校関係のことを想像する。

(古賀委員)

- ・大学のゼミで子どもの居場所について話し合った際、公園、学校、学習館、習い事、自然センター、ネット上の空間など、安心して過ごせる空間が居場所になるのではないかとまとまった。例としてこういう場所があると書いてあるとイメージしやすくなるのではないか。

第 15 条 (子育て家庭への支援)

(松岡委員)

- ・乳幼児期のしっかりとした土台が将来の自己肯定感につながっていく。元々の愛着の部分、土台は乳幼児期に形成される。それが形成されないと、その後の自己肯定感が全く持てなかったり、後から少し付いたとしても、定着しなかったりする。そういう意味で、乳幼児期の関りがとても大事である。そうすると、その子の問題ではないので、親を支えることも本当に大事だと思う。
- ・「子育てに伴う喜びを実感しながら」とあるが、子育て家庭の一般的な価値観が出ている。今の多様な子育て家庭の保護者を見ていると、喜びだけが子育て家庭の目標ではない。「喜び」という心情的なことは書かずに、「保護者が安心して子育てができる」くらいに留めておいたほうがよい。

(榊原委員)

- ・子育て家庭への支援について、子どもの権利条約に沿うならば、核家族であったり、ひとり親など、保護者が力を発揮しづらい状況にあるのだから、寄り添うだけではなく、保護者が力を発揮できるように、必要な支援をあまねく届けるべく最善の努力をするぐらいの構えがあるとよい。

第16条（子どもの安全・安心）

（阿部委員）

- ・児童福祉の現場の方はよく分かっていると思うが、親から虐待されている子どもはそれでも親に愛されたいと思っていて、自分から何とかしてほしいとは言わない。いじめも報復が怖くて自分から助けてとは言えない。第2項にだけ、子どもの意思に基づいて救済を図ると書いてあるが、第1項には書いていないのはおかしい。犯罪にあってももちろん助けてあげないといけない。
- ・第16条は一番重要な条項である。子どもの権利侵害で一番大きなものはこれである。第2項の「虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、性犯罪や性暴力」が、第1項の犯罪とは別のもののように書かれているが、これらも全て犯罪である。また、一番前に災害が書かれているが、災害よりも犯罪の方が大きな問題である。第1項と第2項を合体させて、犯罪から絶対に守りますというメッセージを出してほしい。

（松岡委員）

- ・「子どもの権利を侵害する行為」のところに、これらが「重大な権利侵害」であるということを入れてほしい。権利侵害にもいろいろなレベルがあると思うが、特にこれらは子どもにとって重大な権利侵害であり、こういうことに遭わせてはいけない、社会がきちんとそれを止める、させないということをしていかないといけない。「重大」と入れることでインパクトもあるので、通常の利用侵害よりも踏み込んで書いてほしい。
- ・第2項に子どもの意思に基づいて救済を図ると書いてあるが、虐待の通報に子どもの同意はいらない。「子どもの意思に基づいて」と書くのは危険であり、子どもに多くの負担感を持たせてしまう。重大な決断を子どもにさせてはいけない。虐待や性犯罪・性暴力など非常に重大な権利侵害の場合は子どもの意思に基づかなくても、社会、制度も含めて子どもを守らなければならないこともある。

（津西高校生徒）

- ・SNSについての記述が少ないので、もっと詳しく書いてほしい。

（北村委員）

- ・虐待はしてはいけないし、子どもを守らなければいけないが、虐待をしている親の大半はしたくてしているわけではない。自身も虐待を受けてきてそれしか分からないからそうしたとか、周りの支えがなかったからそうなってしまったといった事情がある。虐待をした人が全て悪いという書き方にはなっていないが、虐待をしてしまった親が虐待をしないようにすることが一つと、虐待をしてしまった親も守るという部分も大事になってくる。

- ・今、社会的養育推進計画の策定会議の中で、未然予防、予防的支援ということで、妊産期からサポートするための対策について話し合われている。予防的支援についてこの条例に一文を入れておくと、社会的養育推進計画とリンクした形になるのではないかな。

(志治委員)

- ・県がファシリテーターを育てて、各市町でハローベビープログラムやノーバディズ・パーフェクトの取組をしていると聞いているがその全容が見えてこない。その成果に触れる機会がこれまでなかった。条文に入れることではないが、その辺りの調査をしておく、「体制の充実」について後で具体的に説明ができるのではないかな。虐待をしてしまった人への回復支援のトレーニングを10数年前に4年間やったが、取組が広まらず、だんだん参加する人がいなくなった。他県では20年以上続けているところもある。条文には出てこなくても、そういったところの調査もしておく安心できるのではないかな。県も調査をして知ること、条文の表現も変わってくるのではないかと期待している。

(榊原委員)

- ・子どもの安全・安心の確保は、条例や計画の肝になるところである。権利侵害された場合に救済を図ることができるように「体制の充実」と書いてあるが、この表現だと「既にあるものをより充実する」という文脈になるのではないかな。今ない、不足している体制を整える、オンブズマンやコミッショナーなど権利が守られることを担保する仕組みを県としてきちっと作るということが分かるような表現にするべきである。
- ・親の第一義的責任だけが強調されることへの懸念として、どうして虐待をするんだ、自分で産んだのだから全部責任を取りなさいという親に対する社会の圧力がある。北欧やフランスの子育て支援が成功しているのは、親の状況に関わらず、子育ては誰でもどこかでつまづくものだから、予防的支援をすることでポピュレーションアプローチをしている。躓いた人を躓いてから助けるのが日本のリスク対応型アプローチで母子保健もそうになっている。そうではなく、事前に助けるのがフィンランドのネウボラの精神である。それがないから親が追いつめられ感を持ったり、虐待している親が追いつめられたりする。周りの支援や環境がなくてそうになっているのに、環境を改善しようという社会の動きが起きずに、親だけが断罪されている。親の環境を改善していかないと子どもの権利を守れないというのが子どもの権利条約の神髄である。虐待している親を責めて終わりにするのではない、親だけに責任を担わせるわけではないということが分かるように、予防的支援で最初から適切な支援に繋がれるようにする。
- ・海外ではペアレンティングのいろいろなプログラムが既にある。三重県でも取組があると聞いているが、例えば、昭和中期の古いスタイルのままの母親学級

をアップデートして、父親も母親も自分が受けてきたトラウマを乗り越えて、自分の子どもに対して心平らかに対応できるための導入になるようなプログラムをやる。そのような予防的支援を県がやっていくというところが少しでも入っているとよい。

- 志治委員から発言があったハローベビープログラムやノーバディズ・パーフェクトなど、三重県には良い取組をしているNPOがあるが、効果や課題についての検証が行われているのかどうか。予算は付けるが検証が行われていないということが多々起きている。やってきたことの効果検証が必要で、その学びから、次に繋げていく必要がある。広域の自治体をバックアップすることが県の役割であり、効果検証して、良い取組を他の自治体に広めていく。そのために、子ども関係のシンクタンクやオンブズマンなどがあって、子どもの権利に立脚して定点観測しながら、行政や議会に改善のアドバイスをする。それがPDCAであり、その機能を果たす場が1つあると全然違う。北欧やフランスでは、国立の研究所を持っていて、効果検証して、行政や議会に改善を提案するので、政策イノベーションがとても早い。行政から独立した権限で、行政情報を得る権限と、立場が保障されたような機関があると回転が速くなる。
- 社会的養護の現場では川上対策、上流対策がキーワードになっている。予防的支援が不十分だから多くの子どもが傷ついて、川下で対応ができなくなっている。そもそも、子どもたちが傷つかないようにすることが一番大事だということで、上流対策の強化が重視されるようになっている。

(竹村委員)

- 救済制度は困難な状況にある子どもだけではなく、全ての子どもに関わる問題であり、第18条の相談窓口とセットにしておくことが大事である。何か事件があると相談してくれたらいいのにと大人は思うが、子どもたちからすると、なかなか相談できるものではない。子どもは権利のことがよく分からず、権利侵害されているという自覚を持たずに相談をしてくることがほとんどであり、権利を侵害されているから助けてくださいとはならないのが子どもの相談の特徴で、大人の相談とは違う。こどもほっとダイヤルでは、相談電話の99%は傾聴して受け止めるだけでよく、子どもを特定して対応しているのは1%ほどである。

第18条（相談への対応）

(宮部委員)

- 相談窓口はたとえそれが匿名であっても、子どもにはハードルが高くて使いづらい。相談に対するハードルを下げるような文言が条文の中に入るとよい。第18条に若者が親しみやすいSNSやチャットなどのワードを入れるだけでも子どもには伝わると思う。導入としてSNSやチャットを使い、次の段階として実際に話をするという流れになるとよい。

(古賀委員)

- ・相談してほしいという大人の気持ちは分かるが、例えば、いじめの被害を受けている子どもは親や周りの人にも話しにくい。身近な人に話しづらい状況で、他の人に相談しようとは思えない。そんな中で一人で悩んで悪い方向に向かってしまう。相談電話はいきなり知らない人に電話する怖さがあり、ハードルが高い。電話だと会話の間が気になるが、SNSだと考えながら文字を打つことができる。最初にSNS等でやり取りをして、信用できる大人だということが分かると、この人なら話を聞いてくれるという安心感を持つことができる。

(竹村委員)

- ・児童養護施設や里親を通じて、相談窓口を紹介しているが、要支援家庭の子どもからの相談電話はほとんどない。チャットの方がハードルは低いので考えていかなければいけない。

第 20 条（子どもの視点に立った情報の提供）

(竹村委員)

- ・子どもへの情報提供について、大人は子どもを守ってあげたいという気持ちから、無意識に情報操作をしているが、子どもが情報を知らないことは危険である。子どもに関わるだけでなく、全てのことについて、子どもが自ら情報を入手できるような仕組みが必要ではないか。